

本教育は、労働安全衛生法第59条(労働者の就業に当たっての措置)・同規則第36条(特別教育を必要とする業務)の規定により厚生労働大臣が定めるものであり、事業者は労働者に対し安全衛生教育等の実施、事業所では、その危険性・有害性につく者に対する安全対策の一つとして、作業者に義務付けられている特別教育です。

下記の業務には特別教育を修了したものでなければ従事できないことになっています。

標記について、下記の要領で開催致しますのでご案内いたします。

開催日時

回	第1回	
年	令和4年	
日時	11月4日(金)	
開催地	神戸会場	

神戸会場

- 開始時刻 9時00分 <受付開始時間：8時15分～>
- 場所 マークラー神戸ビル4階 /兵庫労働基準連合会講習会場
神戸市中央区雲井通4-2-2
(JR三宮駅東南約400m、徒歩約5分、中央区役所東隣)
- 注意事項
講習会場には使用できる駐車場はありません
(単車等も停められません)。



1 対象業務

労働安全衛生規則第36条

(第1号～第3号略)

- 第34号 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉(火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が1時間あたり50kg以上のものに限る)を有する廃棄物の焼却施設(第90条第5号の3を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。)において、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務(第36号に掲げる業務を除く。)
- 第35号 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
- 第36号 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務

2 定員 概ね100名

3 申込方法 web予約システムにて申してください。

<随時募集> (定員になり次第受付終了します。)

申込開始は、講習初日の3か月前の10日(休日の場合は後の営業日)午前10時

4 受講料等

- (1) <兵庫県下 地区労働基準協会 会員> 受講料¥10,450・テキスト代¥990(共 消費税込) 計¥11,440
< 非会員 > 受講料¥11,550・テキスト代¥990(共 消費税込) 計¥12,540
※会員様は、「利用者登録」を法人で行い、事業場名入力時に会員の登録を行っていただく必要があります。

(2) ・銀行振込となります。(振込先を記載した予約完了メールが届きます。)
・テキストは当日に配布します。

※定員内として受領した受講料等は返却できません。受講日変更(2週間前まで)及び受講者変更(原則7日前まで)については連合会ホームページをご覧ください。

5 受講上の留意事項

- イ. 受講者は、NET予約受付マイページからダウンロードした受講票(QRコード付)・筆記用具を必ず持参してください。
- ロ. 電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。遅刻等で所定時間を受講しなかった場合は修了証を発行できません。また、早退、外出等で所定時間を受講しなかった場合も同様です。

6 講習科目及び時間割 別紙の通り <受付開始時間：8時15分～>

別紙 講習科目及び時間割（講師等の都合により変更する場合があります）＜受付開始時間：8時15分～＞

	時間割	科 目	範 囲	備 考
カリ キ ュ ラ ム	9：00～9：10	教育内容説明		10分
	9：10～9：40	ダイオキシン類の有害性	ダイオキシン類の性状	30分
	9：40～11：10	作業の方法及び事故の場合の措置	作業の手順、ダイオキシン類のばく露を低減させるための措置、作業環境改善の方法、洗身及び身体等の清潔の保持の方法、事故時の措置	1時間30分
	11：10～11：20	休憩		10分
	11：20～11：50	作業開始時の設備の点検	ダイオキシン類のばく露を低減させるための設備についての作業開始時の点検	30分
	11：50～12：40	昼食		50分
	12：40～13：40	保護具の使用法	保護具の種類、性能、洗浄方法、使用方法及び保守点検の方法	1時間
	13：40～13：50	休憩		10分
	13：50～14：20	その他ダイオキシン類のばく露を防止するため当該業務について必要な事項	法、令及び安衛則中の関係条項、ダイオキシン類のばく露を防止するため当該業務について必要な事項	30分
	14：20～	修了証の交付		

受講案内書別紙

技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになります。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになります。

Web 受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

① 氏名の入力

web による申込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を入力して下さい。

戸籍上の名前が神戸 太郎で、旧姓を使用した氏名が兵庫 太郎の場合の記載例：

神戸 太郎(兵庫 太郎)

② 証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本(コピー不可)、住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、

旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票(コピー不可)などの公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

なお、自動車運転免許証又はマイナンバーカード等で確認できる場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※ 証明書類による確認ができない場合は、記載できません。

受講申込書による申込みをされる場合

別途、案内等に従って手続きをお願いします。

Web 受付の場合と同様の証明書類を申請時に添付いただくとともに、講習初日の原本確認をさせていただきますこととなります。

ご相談、ご質問は下記まで

一般社団法人兵庫労働基準連合会

078-231-6903